

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について】
(査察性から立会制への変更)

植物防疫所ホームページ(トップページの最新情報)に3月16日付けで掲載されていますので、お知らせします。

【内容】

主な改正内容は、相手国において消毒等の検疫措置が的確に行われていることの日本側確認方法の変更。

令和6年11月から定期的に(年1回程度)輸出国に出向き書類等に基づいて確認を行う査察制へと移行していたところ、令和7年の輸出シーズン中に先方対応の不備事案があり、ベトナム側とも協議の結果、日本側防疫官がその全てに立ち会って確認を行う立会制での対応に戻すこととなったもの。

輸入検査現場への影響としては、立会制への変更とともに派遣植物防疫官による植物検疫証明書への付記が行われるため、輸入検査抽出量に変更が生じます。

以 上